

審議会等会議録

審議会等の名称	平成 29 年度第 2 回山口市人権施策推進審議会
開催日時	平成 29 年 9 月 1 日（金曜日） 14:00～16:00
開催場所	山口総合支所 会議室棟 会議室 C
公開・部分公開の区分	公開
出席者	泉勝幸、井原貴美、岩本勉、久保田文子、島田愛子、清徳睦美、高木和文、中野肇子、西山香代子、林道彦、原田秀利、福永由美、松原幸恵、山田圭介 14 人 （敬称略、五十音順）
欠席者	柳井敏和 1 人（敬称略、五十音順）
事務局	兒玉地域生活部長、宮崎地域生活部次長、水津人権推進課長、河上人権推進室長、吉富主幹、丸児主査
議題	山口市人権推進指針分野別施策について
内容	<p>次第に基づき以下のとおり進められた。</p> <p>1 部長あいさつ</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p><議長></p> <p>議事「人権推進指針分野別施策（素案）」について、事務局から説明をお願いします。</p> <p><事務局></p> <p>資料 1、2 を基に説明</p> <p><議長></p> <p>まず、分野別施策について議論する前に、前回の審議会にて、指針の副題を「市民一人ひとりが人権を尊重するまちをめざして」と受動態から能動態に変えることについて決まりましたが、その経緯について記載されていません。第 1 章にその経緯について説明を入れる必要があると思いますがどうでしょうか。</p> <p><事務局></p> <p>次回までに検討したいと思います。必要であれば記入したいと思います。</p> <p><議長></p> <p>それでは、分野別施策に入りたいと思います。まずは「男女共同参画に関する問題」について御意見ををお願いします。</p> <p><G 委員></p> <p>セクシュアル・ハラスメントの注釈についてですが、これまでは職場において男性から女性への性的な言動という捉え方でしたが、平成 28 年に改正された男女雇用機会均等法の中では、男性から女性だけではなく、女性から男性、同性間のように注釈が変わってきており、平成 29 年からは実際に施行されています。法律を確認され注釈を変える必要があるかと思います。</p>

<議長>

「男女共同参画の問題」については、資料2の「働く人の問題」と重なるところがあると思います。基本方針（2）がその部分です。文書の中で男性の意識改革と書かれていますが、確かに男性の意識改革は必要だとは思いますが、個人的には、男性だけではなく、女性の意識改革も必要なのではないかと思います。皆さんの御意見も伺いたいと思います。

<G委員>

女性の中には、自分が働いて、子育て、介護もされている方もいらっしゃいますが、確かに企業等では、比率的に男性の管理職が多いと思います。男女の意識改革が必要なのかもしれません。

<D委員>

男性、女性かと思ったのですが、男性、女性だけではないですし、すべての人の意識改革が必要だと思います。男性の意識改革という言葉は、確かに引っかかります。

<議長>

これについて、事務局としてはどうでしょうか。

<事務局>

これについては、市の男女共同参画基本計画とリンクしており、男女共同参画市民意識調査の結果で、特に、男性の意識改革が必要であるということを踏まえたものです。確かに、両方の意識改革が大切なのですが、特に、長時間労働などで男性が省みてない部分があるということで、今回、男女共同参画基本計画の中では男性を特出ししました。

<G委員>

男女共同参画基本計画の中では、「イクメン」や「イクボス」ということで、お父さんの意識も変わるということで進めています。

<B委員>

私は、男女かなと思います。その下に、男女が互いにとまっているので、男女という意味合いの言葉にしてほしいと思います。

<議長>

他に、何か御意見はありませんか。

<I委員>

「2基本方針」の中には出てくるのですが、「1現状と課題」の中で、最後の段落に配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメントについての問題の記載が無いので記載する必要があると思います。

<議長>

私も気になったのが、現行のものと比較したときに、「2基本方針」の中にセクシュアル・ハラスメントはあるのですが、それ以外のパワー・ハラスメント、ポジティブ・アクション、ワーク・ライフバランスについては注釈が無くなっていますが、何か意図があるのでしょうか。盛り込んだほうが良いと思いますが。

<事務局>

前は、基本方針の中にあつたのですが、今回は言葉として入っていないため記載していません。これは、男女共同参画基本計画と合わせた形なのですが、持ち帰り検討したいと思います。

<議長>

これについては、検討していただきたいと思います。

他に、何かございますか。

<G委員>

確認ですが、男女共同参画の方にも働き方のことが書かれており、資料2の「働く人の問題」の中にも、男女共同参画のことも働き方のことで正規雇用、非正規雇用について書かれていますが、「働く人の問題」は、「その他の人権問題」の中に入るのですか。それとも、分けるのでしょうか。

<議長>

私の理解としては、別項目として掲載するのかと思っておりますが、事務局としてはどうでしょうか。

<事務局>

前回提案として、「その他の人権問題」の中ではなく、「働く人の問題」という一つの項目としてはどうかという意見がありましたので特出ししてみました。

<議長>

「男女共同参画に関する問題」については、以上でよろしいでしょうか。

<委員>

良いと思います。

<議長>

続いて、「子どもの問題」についてですが、何か御意見はありませんか。

無いようでしたら、また、何かあれば後ほど言うていただくこととして、次に進ませていただきます。

「高齢者問題」、「障がい者問題」については、暫定的なものとのことですが、これはいつ頃確定されるのですか。

<事務局>

現在、それぞれの計画が同じタイミングで改正の作業をしているところです。最後の審議会までには、お示ししたいと思います。

<議長>

「高齢者問題」について、何かございますか。「障がい者問題」についてはどうでしょうか。何かあれば後ほど言うこととして、次に進みます。「同和問題」について、何かございますか。

<C委員>

「2基本方針」の中で、「部落差別の解消の推進に関する法律を十分に踏まえ、市民一人ひとりの理解を深め、部落差別を解消するため」の後に「施策」という言葉を入れていただきたい。その理由は、「必要な教育及び啓発を行うよう努めます。」と続いておりますが、教育と啓発だけではなく、インターネット上の部落差別への対策、身元調査防止に向けた本人通知制度、土地差別問題などの部落差別を

解消するための対策が必要だと思います。

推進法の第3条の理念にのっとり、国は、部落差別の施策を講ずることとなっています。地方自治体についても、地域の実情に合わせた施策を講ずるよう努めることになっているのでよろしくお願ひしたいと思います。

<議長>

今の御意見ですか、対応することができますか。

<事務局>

法律に明文化されているので、そのような方向で検討したいと思います。

<議長>

それでは、次に「外国人問題」についてですが、何かございますか。

「感染症患者等の問題」については、どうでしょうか。

「ハンセン病問題」については、どうでしょうか。

「罪や非行を犯した人の問題」について、何かございませんか。

「プライバシー保護の問題」以降については、今回「その他」から独立した項目になります。「プライバシー保護の問題」については、どうでしょうか。

「インフォームド・コンセント推進の問題」については、どうでしょうか。細かいことですが、目次では「インフォームド・コンセントの推進の問題」になっていて、実際のページでは「インフォームド・コンセント推進の問題」ですが、推進の前の「の」は入れるか取るか、「プライバシーの保護の問題」についても同様ですが、どちらで統一されますか。

<事務局>

目次にある「の」は取ります。

<議長>

「インターネットによる問題」については、どうでしょうか。

<C委員>

「2基本方針」の中に、具体的な文言を入れていただきたいです。

それは、1行目の「関係機関等との連携を図りながら」の後に「相談体制の充実、ネットを悪用した差別に対する削除要請等の取り組みを推進していくとともに」と具体的な対応を入れていただきたいです。

<事務局>

検討させていただきたいと思います。記載については、例のような形で、括弧書きとなってもよろしいでしょうか。

<C委員>

はい。お願いします。

<議長>

その他、何か御意見はありませんか。

<H委員>

基本方針の標記の問題ですが、他の施策は(1)、(2)と項目立てしています。

「インターネットによる問題」については、一つの文書になっているので、(1)インターネット上での人権侵害行為、(2)子どもを取り巻くネット環境に分けた

方が分かりやすくて良いのではないかと思います。

<事務局>

そちらの方が、分かりやすいということでしたら、今回は、そのように記載するというので検討したいと思います。

<H委員>

この施策だけではなく、他の施策については、どうでしょうか。

<事務局>

統一する方向で、考えたいと思います。

<議長>

その他はございませんか、無いようでしたら、次に進みたいと思います。「犯罪被害者保護の問題」について、何かございませんか。

「罪や非行を犯した人の問題」と「犯罪被害者保護の問題」の記載順についてですが、個人的には、罪を犯した人と犯罪被害者というのは、当然、項目としては違うと思いますが、内容的に近い気がします。よって、離さずに続けた方が良いのではないかと思いますでしょうか。

<J委員>

犯罪の加害者と被害者というのは、並べない方が良いと思います。それぞれ真逆の立場にあるわけですが、加害者にも人権があるということと、被害者は2次被害をどう防ぐかという問題があり、並べてしまうと混乱してしまうのではないかと思います。感覚として、被害者を保護するときには、悪いのは加害者であり、加害者を正さないといけないというところがあるので、少し離れた方が良いと思います。

<I委員>

国の人権課題としては、17の施策を掲げています。そして、並びとしては、(9)刑を終えて出所した人、(10)犯罪被害者と続けてはいます。いろいろと考え方はあると思いますので、参考までにとします。

<事務局>

検討はいたしますが、今、考えているのは、J委員も言われていたように、並べると同じ問題として捉えられる可能性があると思います。今の方が、それぞれの問題であるという認識ができるのではないかとはいえます。

<議長>

どうでしょうか、皆さんから、特に御意見がなければ原案どおりとしますが、よろしいですか。

<委員>

特にありません。

<議長>

続いて、「性的少数者の問題」ですが、何かございますか。

<E委員>

「1現状と課題」の中で、性別に違和感を持っている人が、「人口の3～5%程度存在すると言われております。」と書かれており、抽象的な表現であるので気にな

ります。

<議長>

もっと多い数値で、7～8%と書かれたものを見たこともありますが、根拠として出典を挙げてはどうかと思います。

<事務局>

それぞれの機関で、様々な調査結果があると思います。民間の数値で7～8%というのにも確かにあります。推測の部分もあると思いますし、数値自体を取っても良いかと思います。

<H委員>

性的少数者という言葉は、一般的に言われているのでしょうか。「少数者」という言葉が気になります。他の人権問題についても、少数者な訳であり、あえて少数者という言葉を使うのがどうなのかと思います。県の人権推進指針では、「性同一性障害」という言葉を使っています。先ほどの3～5%程度という数字と合わせて疑問に感じます。

<議長>

前回は議論になり、今後、検討して行くことになっていたと思います。それで、事務局の方で、前回は性同一性障害の問題となっていたのが、今回は、性的少数者の問題となっていますが、そこには何か意図があるのでしょうか。

<事務局>

「性同一性障害」は、診断名であり、全体を指す言葉ではありません。「少数者」となると、性的指向や性自認なども含まれます。「少数者」という表現は差別的に感じるかもしれませんが、「性同一性障害」という医療だけの問題でもないということで、「少数者」ということで（案）を示させていただきました。

<D委員>

先日、市主催のLGBTの講演を聴いて、いろいろと考えました。講演では、講師の先生は、「違和」という言葉を使っておられました。また、数値についても気になっており、2015年の電通の調査では7.6%、講演の中では去年は8%という調査結果を言われていましたが、今後、下がっていくというようには思いません。市のこのような計画に、具体的な数字を示すのは悩ましいと思います。

また、「1現状と課題」の中で、「身体の性別とは異なる性別で生きることを望む人たちのことを言います。」と書かれていますが、それを望んでいない人もいますので、この表現も気になります。このあたりについては、専門家の意見を聞いた方が良いのではないかと思います。

<H委員>

下に「性のあり様」という言葉が出てきているので、「性のあり様の問題」などという言葉に替えることもできるのではないのでしょうか。

<議長>

LGBTという言葉も出てきているのですが、これに当てはまらない人もいるということを前回申し上げて、そのときLGBT等になるのかということが話に出ましたが、少数者という言葉を使うことについては抵抗があります。

私もいろいろと専門書を読んでみたのですが、人によって用語が違ってきます。ここでは、性的指向、性自認という用語が含まれていますが、これの頭文字を取って SOGI という言葉も出てきているが、まだ、一般的ではないです。これについては専門家に伺うこととし、ここでは結論は出さないこととします。

<事務局>

私の考えでは、「性の多様性の問題」にすれば、人ではなく問題のことを指すことになると思います。このあたりについては、専門家に相談したいと思います。

数値については、憶測の部分があるので、削除する方向で考えたいと思います。

< I 委員 >

国は、性的指向と性自認という言葉で整理しています。また、女性の同性愛者の講演を聴いたことがあります、その方は両方を踏まえ性的マイノリティーという言葉が使われていました。

<議長>

この用語については、セクシュアルマイノリティーという言葉もありますし、専門家に確認することとしていただきたいと思います。

< C 委員 >

「働く人の問題」でセクシュアルマイノリティーという言葉が出てきていますが、そちらについても確認していただけたらと思います。

<議長>

「男女共同参画の問題」と「働く人の問題」が重複しているという意見については、どうでしょうか。

<事務局>

重複している部分もありますが、働く人の問題でもあるので、再掲するという形になると思います。

<議長>

男女共同参画のどこの部分が再掲となっているか、分かるようにした方が見やすいと思います。

< G 委員 >

私もそう思います。

<議長>

それでは、「その他の人権問題」の中から、「非正規雇用に関する問題」を削除し、「働く人の問題」として掲載されるということになります。

その他、全体を通じて何かございますでしょうか。

< F 委員 >

文書について、何か所か不自然なところがあります。

- ・ P15 部落差別の解消→部落差別を解消
- ・ P17 差別的言動の解消するため→差別的言動の解消をするため

もう一度整理をする必要があると思います。

また、「同和問題」について、基本方針に「(2) 相談体制の充実」とありますが、具体的にこの内容について相談先を分かるようにしていただきたいと思います。

す。前回の審議会でも話に出ましたが、最後のページに、相談先一覧を載せる等していただきたいと思います。

<議長>

具体的にということですが、事務局としては、どうでしょうか。

<事務局>

具体的に書けるものについては、記載したいと思います。

ただ、法律ができたばかりで、相談先が決まっていないものについては難しいと思います。

<議長>

第3章の推進体制についてですが、具体的な窓口の記載がされていません。現行のものでは、資料のところに記載されていますが、改定した後は、どうなりますか。

<事務局>

概要版の最後のページの裏に、記載してはどうかという意見をいただいていたので、そのように対応したいと思います。本編については、これまでどおりにします。

<議長>

他に全体を通して、何かございませんか。

<H委員>

それぞれの基本方針について、大体が分かりやすいと思います。

ただ、男女共同参画など漠然としている気がします。概要版については、短い言葉で何を書くか、よく考慮し、厳選する必要があります。基本方針の書き方については、検討していただきたいと思います。

<A委員>

「子どもの問題」については、昨年、児童福祉法が改正され、文言として子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもが権利の主体として位置づけられることが明記されました。これを一文入れると良いと思います。

<D委員>

「プライバシー保護の問題」については、平成29年5月30日に「個人情報の保護に関する法律」が改正されました。「プライバシーの保護の問題」の内容として大幅に変わったと思いますので、一文入れられた方が良いと思います。

<I委員>

「同和問題」については、「えせ同和」ということがあると思いますが、あえて触れていないのでしょうか。「えせ同和」についても、検討してほしいと思います。

<議長>

他には、ございませんか。

また、今後も、気づき等出てくる場合があると思います。その場合、意見受付の期限はいつ頃になりますか。

<事務局>

期限は、来週の金曜日にさせていただきたいと思います。

	<p><議長> みなさん、よろしいでしょうか。もう一度、確認していただき、気づきがあれば事務局までお願いしたいと思います。</p> <p>また、欠席の委員さんにも、伝えていただきたいと思います。それを受けて、次回、10月に原案が示されると思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p><G委員> 確認ですが、「その他の人権問題」の中から、「非正規雇用の問題」を削除し、一つの項目として掲載するということですね。掲載順序については、流れとしては「男女共同参画の問題」の後が良いと思います。</p> <p><議長> 原案作成の際は、配慮、検討していただきたいと思います。それでは、本審議会を閉めさせていただきたいと思います。</p> <p><事務局> 4 その他 次回は、10月下旬に開催を予定しており、山口市人権推進指針（案）について、御協議いただきます。</p> <p>5 閉会 一以上で会議を終了した。</p>
<p>会議資料</p>	<p>資料1：山口市人権推進指針（素案） 資料2：分野別施策の推進（案）「働く人の問題」 参考資料1：山口市人権施策推進審議会委員名簿</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>地域生活部人権推進課人権推進室</p> <p>TEL 083-934-2867</p>